

○日吉津村英語検定料助成金交付要綱

令和7年6月1日
教育委員会要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、日吉津村が指定する英語検定(以下「検定」という。)において、村民が受験する際の検定料の一部又は全部を助成することにより、受験機会を得やすくし、もって自ら学ぶ意欲と英語力の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 本助成金の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象検定の受験の日において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により、本村の住民基本台帳に記載されている者のうち、小学校、中学校又は高等学校等に在籍する児童生徒であって、検定を受験する者の保護者とする。ただし、日吉津村立日吉津小学校に在籍する児童については住所の有無を問わない。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象となる検定費用について、他の制度による助成を受けている者は助成対象としない。

(助成対象検定)

第3条 本助成金の対象となる検定は、別表に定める検定をいう。

(助成金の額)

第4条 本助成金の額は、受験費用の半額とし、7,000円を限度(100円未満は切り捨て)とする。

2 助成対象者が受けられる助成金は、年度内に1回限りとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、日吉津村英語検定料助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に申請するものとする。

- (1) 助成対象検定の検定料の支払いを証する書類の写し
- (2) その他村長が必要と認める書類

(助成金の交付決定等)

第6条 教育長は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、内容を審査し適当と認めた場合は、日吉津村英語検定料助成金交付決定通知書(様式第2号)により、適当と認めない場合は、日吉津村英語検定料助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するとともに当該申請者(交付決定の通知を受けた者に限る。)に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 教育長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

番号	検定名	実施機関
1	英検	(公)日本英語検定協会
2	英検 S—CBT	(公)日本英語検定協会
3	英検 S—interview	(公)日本英語検定協会
4	英検 Jr.	(公)日本英語検定協会
5	英検 IBA	(公)日本英語検定協会
6	IELTS(アイエルツ)	(公)日本英語検定協会
7	Linguaskill(リンガスキル)	(公)日本英語検定協会
8	GCAS(ジーキャス)	(公)日本英語検定協会
9	TEAP(ティープ)	(公)日本英語検定協会
10	TOEIC(listening & Reading)	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会
11	TOEIC(Speaking & Writing)	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会
12	TOEIC(Speaking)	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会
13	TOEICBridge(Listening & Reading)	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会
14	TOEICBridge(Speaking & Writing)	(一財)国際ビジネスコミュニケーション協会
15	GTEC	(株)ベネッセコーポレーション
16	TOEFL	ETS ジャパン合同会社

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

日吉津村教育委員会教育長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

日吉津村英語検定料助成金交付申請書

日吉津村英語検定料助成金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて日吉津村英語検定料助成金の交付申請をします。なお、関係職員が私又は世帯に係る住民基本台帳の情報を閲覧することおよび、英語検定料助成事業の実施および効果検証に必要な情報を取得することに同意します。

記

受験者氏名(ふりがな)				
受験者住所				
学校・学年	学校		年	
受験した検定の種類と検定級	検定名		検定級	
受験日	年 月 日			
検定料の額 <small>※実際に支払われた検定料</small>	円			
交付申請額 <small>※検定料の半額で上限7,000円</small>	円			
備 考	補助対象の検定を受ける前の英語検定等の級・スコアをお持ちでしたらご記入ください。(例：英検3級 TOEIC〇点など)			

添付書類

- (1) 助成対象検定の検定料の支払いを証明する書類(領収書等)の写し
- (2) 成績証明書の写し
 - (ア) 成績証明書の記載内容で検定料の確認ができる場合(検定料がホームページに記載されている検定など)は、成績証明書の写しを検定料の支払いを証明する書類と兼ねることができます。
 - (イ) 成績証明書の写しは、受験日の確認、受験された検定内容の確認および、英語検定料助成事業の効果を検証する基礎資料として必要なため、提出にご協力をお願いします。成績・合否の内容は、助成金の交付決定に影響しません。

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

日吉津村教育委員会教育長

日吉津村英語検定料助成金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました日吉津村英語検定料助成金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付決定額 _____ 円
2. 対象者 _____
3. 支払予定日 _____ 年 月 日

様式第3号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

様

日吉津村教育委員会教育長

日吉津村英語検定料助成金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました日吉津村英語検定料助成金については、下記のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

1. 不交付の理由